

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号

並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

(吸収分割会社) 日本精機株式会社

(吸収分割承継会社) N S イースト株式会社
(旧商号：エヌエスアドバンテック株式会社)

2026 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

新潟県長岡市東蔵王 2 丁目 2 番 3 4 号
日本精機株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 永野 恵一

新潟県長岡市城岡 3 丁目 2 番 2 0 号
N S イースト株式会社
代表取締役社長 田村 秀樹

日本精機株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び N S イースト株式会社（旧商号：エヌエスアドバンテック株式会社）（以下「承継会社」といいます。）は 2026 年 7 月 1 日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日をもって効力を生じております。

2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 ただし書の規定により、分割会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当し、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がいないため、分割会社は、会社法第 785 条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社が発行している新株予約権には会社法第 236 条第 1 項第 8 号ロに掲げる事項の定めがなく、また本吸収分割契約において同法第 758 条第 5 号に掲げる事項を定めていないため、同法第 787 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権買取請求をすることができる新株予約権者は存在しません。したがって、分割会社は、同条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本吸収分割において承継会社は分割会社の債務を一切承継しないため、分割会社には会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定により異議を述べることができる債権者がおらず、分割会社は同条の規定による手続を実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本吸収分割をやめることを請求した株主は、ありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社の株主は特別支配会社である分割会社のみであり、本吸収分割は承継会社において会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当し、会社法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がいないため、承継会社は、会社法第 797 条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 10 日付官報において債権者に対する公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社の自動車、農業機械、船舶、産業用機械等の計器類、電装品、時計および同部品の製造機能ならびにセンサーおよびセンサーシステムの製造機能に関わる事業に関する権利義務のうち、同契約別紙「承継権利義務明細表」に記載されたものを承継いたしました。なお、承継会社は分割会社の債務を一切承継しておりません。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2026 年 10 月 14 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上